

佐那河内村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化や経済的不安の軽減を図るため、若者の婚姻に伴う新生活に係る経費の一部について、予算の範囲内で佐那河内村結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則(平成14年佐那河内村規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象世帯)

第2条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。または、令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間にパートナーシップ宣誓書を提出し、受領証の交付を受けたパートナーであること。
- (2) 申請した日時点で最新の所得証明書をもとに、夫婦またはパートナー（以下「夫婦等」という）の所得を合算した金額（以下「世帯の所得額」という。）が500万円未満であること。また、個人に複数の所得がある場合はこれを合算する。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額が500万円未満であることとする。
 - ア 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っているときは、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
- (3) 補助対象となる世帯の住宅が佐那河内村内にあり、かつ、夫婦等の双方又は一方が佐那河内村に住民登録を有し、現に居住していること。
- (4) 夫婦等いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下であること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は当該補助金と重複する他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 夫婦等のいずれかが居住する民間賃貸住宅に係る賃貸借契約の借主であること。（住居を賃借している場合）
- (7) 補助金の申請日から起算して2年以上本村に居住する意思を持っていること。
- (8) 夫婦等の双方又は一方が日本国籍を有していない場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有する。
- (9) 夫婦等いずれもが、暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。
- (10) 夫婦等いずれもが、過去に婚姻に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けたことがないこと。

- (1 1) 夫婦等いずれもが、村民税等に滞納がないこと。
- (1 2) 内閣府及び佐那河内村による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、次のとおりとし、令和7年1月1日から令和8年3月31日までに支払った経費に限る。ただし、勤務先から手当等が支給されている場合は、当該手当等の支給分を補助対象経費から差し引くものとする。

- (1) 住宅費用 婚姻を機に、新たに住宅を賃借する場合、その際に要した費用として、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる費用及び世帯員の3親等以内の親族が所有する賃貸住宅に係る費用は除く。
 - イ 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- (2) 引越費用 婚姻を機に佐那河内村に転入し、又は佐那河内村内で転居する際に要した費用のうち引越業者等（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に基づき許可等を受けた引越業者及び運送事業者をいう。）に支払った実費を対象とする。ただし、次に掲げる費用は除く。
 - ア 不要になった家財道具の処分に係る費用
 - イ その他村長が適当でないと認める費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅費と引越費用を合算した金額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。予算の範囲内で交付するものとする。ただし、夫婦等共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合は、60万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする世帯（以下「申請者」という。）は、佐那河内村結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カード
- (2) 住民票の写し
- (3) 夫婦等それぞれの申請した日時点で最新の所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（借入れがある場合）

- (5) 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し
- (6) 住宅費（賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料）に係る領収書等の写し
- (7) 引越費用に係る領収書等の写し
- (8) 勤務先からの手当等が分かる書類（勤務先から手当等の支給があった場合）
- (9) 佐那河内村結婚新生活支援事業補助金誓約書（様式第2号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適当と認められるときは、佐那河内村結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適当と認められないときは、佐那河内村結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 申請者は、前条第1項に規定する通知を受けた場合は、速やかに佐那河内村結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第8条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) 第2条に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。

(3) その他村長が特に必要と認めたとき。

2 村長は、前項に規定する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、佐那河内村結婚新生活支援事業補助金交付決定取消等通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する

この要綱は、令和６年４月１日から施行する

この要綱は、令和６年５月１日から施行する

この要綱は、令和７年４月１日から施行する